平成２２年（フ）第４６９７号
大阪府東大阪市横枕６番10号ディバージョン荒本401
債務者　中野　譲治
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５２５号
大阪府八尾市福栄町２―23―406、住民票上の住所大阪府八尾市福栄町２丁目23番地　福山通運社宅212号
債務者　野﨑　尚紀
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６４５号
大阪府八尾市福万寺町南３丁目36番地の９
債務者　佐原　増江
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８４２号
大阪府枚方市牧野本町１丁目44番１―401号
債務者　那覇　和由
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９０２号
大阪市城東区中浜２丁目15番９―1002号
債務者　田村　典弘
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１６７号
大阪府豊中市末広町３丁目９番16号
債務者　藏満　哲男
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１７７号
大阪府池田市畑３丁目15番16―101号
債務者　松本　治司
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５４４号
大阪府枚方市楠葉丘１丁目26番５号
債務者　分藤　幸吉
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５８５号
大阪市旭区中宮４丁目６番８号　シャルマン中宮205号室
債務者　藤川　五郎
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６４５号
大阪府高槻市玉川２丁目35番505号
債務者　榎　　登雄
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６６１号
大阪市大正区千島２丁目４番４―501号
債務者　藤田かほる
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６８８号
大阪市平野区喜連４丁目８番91―310号
債務者　本江　雄二
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６９３号
大阪市此花区梅香２丁目12番17号
債務者　永井　　忍
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７０２号
大阪市平野区平野北２丁目１番50―1203号　田中方
債務者　寺内　通子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７１２号
大阪府吹田市藤白台３丁目５番A13―106号
債務者　大林　寛和
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７１９号
大阪市住之江区緑木１丁目３番２―915号
債務者　大樽　隆三
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７３６号
大阪市生野区桃谷２丁目３番８号　エクセルアーク　50Ｂ号室
債務者　中西　敏秀
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７３７号
大阪府摂津市香露園12―20、住民票上の住所大阪府摂津市香露園10番16号
債務者　中田　光夫
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部